

松野町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成補助金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症で事業活動に影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた町内の中小企業者に対し、事業主が雇用する労働者の緊急的な雇用対策を支援するため、国が実施する雇用調整助成金制度に基づく雇用調整助成金の交付を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、松野町単独補助金等交付規則（平成11年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の要件を満たす国の雇用調整助成金制度（以下「助成金制度」という。）による助成を受けた者で、次の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。

- (1) 本社又は主たる店舗、工場若しくは事業所の所在地が町内に6か月以上住所を有する個人または法人
- (2) 雇用維持助成補助金の申請日において、1年以上継続して同一事業を営む者
- (3) 納期の到来した町税等に滞納がない者
- (4) 令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に国の助成金制度による支給決定通知を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等に該当する場合
- (2) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助金交付要件)

第3条 補助金交付の要件は次のとおりとする。

- (1) 雇用維持助成補助金の額は国の特例措置の雇用調整助成金支給決定通知書に記載されている支給金額の18分の1以内の額とし、教育訓練・出向によるものは対象外とする。
- (2) 補助金の限度額は、1事業者につき100万円以内とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松野町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添

えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 国の雇用調整助成金支給申請書の写し
- (2) 国の雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- (3) 申請日現在で未納がない証明書（納税・納付証明書）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査の上、対象者を認定し、松野町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の交付の通知を受けた者は、速やかに松野町新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(交付の制限)

第7条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、雇用維持助成補助金を交付しない。

- (1) 雇用維持助成補助金を目的以外に使用したとき。
- (2) 雇用維持助成補助金交付申請時に松野町内で営業していない、又は住居を有しないとき。
- (3) 雇用維持助成補助金交付申請時に町税等を滞納しているとき。
- (4) その他町長が雇用維持助成補助金の交付が適当でないとしたとき。

(調査及び報告)

第8条 町長は、この要綱を適正に運用するため必要と認める場合は、申請者に関係帳簿書類等を関係職員に調査させることができる。

(決定の取消し及び返還)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、雇用維持助成補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した雇用維持助成補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により雇用維持助成補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めたとき。

(書類の保管等)

第10条 補助事業者は、当該雇用維持助成補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を雇用維持助成補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、雇用維持助成補助金の交付に関し
必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。